

令和2年度 宇佐市 部落差別の解消の推進に関する学校教育指導方針

宇佐市教育委員会

1. 人権問題を主体的に解決する実践力の育成

- 学校（園）における推進体制を確立し、教育活動全体を通して人権教育をすすめます。
- すべての子どもたちに、生涯にわたり生きる力の基盤となる確かな学力を保障する授業づくりをすすめます。
- 人権に関する知的理解の深化と人権感覚育成の両立をめざした、子どもや地域の実態に応じた人権学習の全体構想を作成します。

2. 子どもを主体とする人権教育の充実

- 人権教育を通じて育てたい資質・能力を明確にした「主体的で対話的な深い学び」の授業をめざします。※「人権の『授業づくり』のすすめかた」（大分県教委）の活用
- 各中学校ブロックの学習系統表等を実践し、事後には授業内容等、小中合同の情報共有の場を設定し、その成果の検討と改善を行い、教育内容の質の向上を図ります。
- 「公立学校人権教育実態調査」等により自校の部落差別についての取組状況を把握・検証し、児童生徒の実態に応じた学びとなるようにします。
- 就職・進学等進路指導においては、違反選考等の状況を把握・検証し、違反質問や統一応募用紙などについての学習を実施します。
- インターネット上の差別的な書き込みや差別や偏見を助長する情報について、正しく判断できる能力を育成する学習を行います。

3. 反差別の視点でつなぐ学級・学年集団づくり

- 自己をかけがえのない存在として認識できる指導の充実を図ります。
- 人権が尊重され、安心して学ぶことのできる環境づくりを工夫します。
- 互いに認め合い、高め合うことのできる仲間づくりを推進します。
- 被差別の立場に置かれた子どもの思いや願いを共有し、児童生徒一人ひとりをつないでいく取組みを組織的にすすめます。

4. 教職員の人権意識の確立

- 『部落差別解消法より学ぶ』（平成28年大分県教委）を活用するなど部落差別に関する研修内容を明確に位置づけ、法律の主旨や施行の背景について継続して研修を実施します。
- 部落問題に見識が深い方を招いての講義やフィールドワーク等、より体験的な研修を実施するよう、研修形態や手法について工夫します。

5. 保護者への啓発、校種間・地域及び関係機関との連携

- 人権学習の授業公開やHP等を活用し、地域及び校種間の連携をすすめます。
- PTA 研修会等において、地域を含めた人権啓発に関する学習の機会を持つよう努めます。
- 地域の人権啓発イベントや人権教育研修会等に積極的に参加し、地域が一体となった推進体制の確立に努めます。